

序章 都市マスタープラン策定の趣旨

序. 1 平塚のこれまでの都市づくり

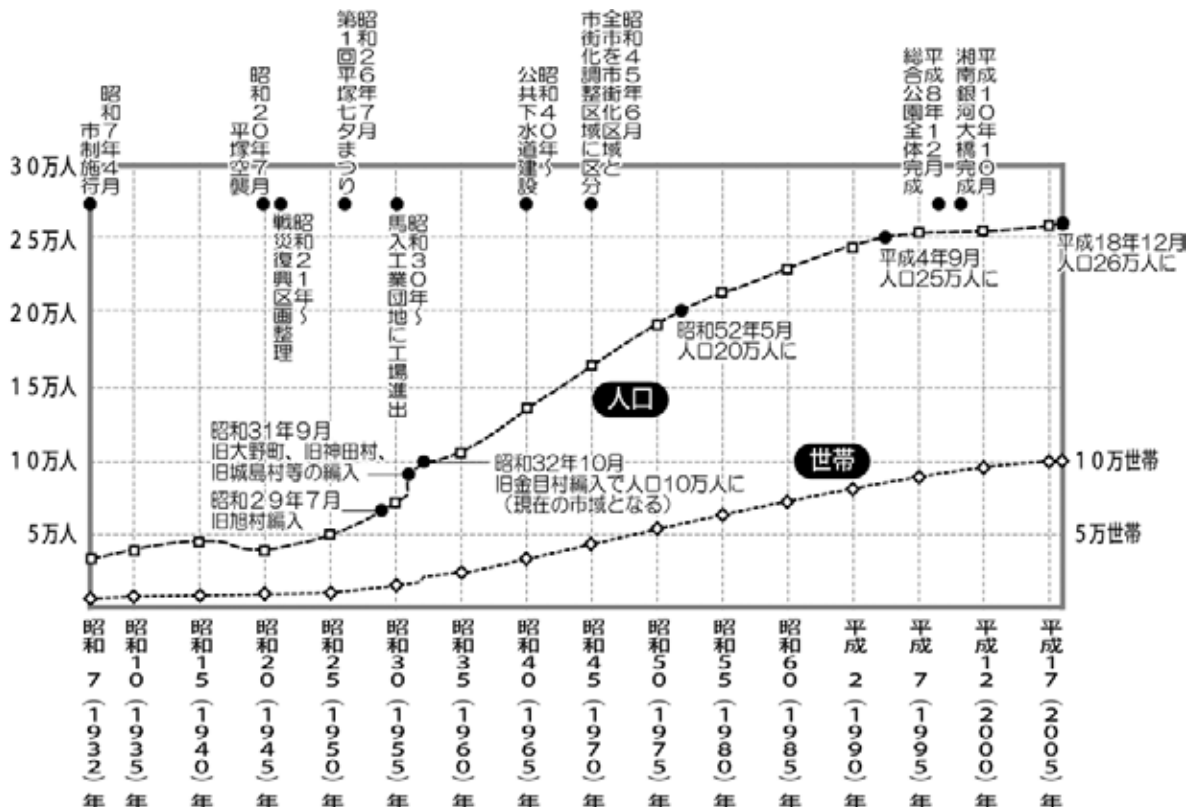
■沿岸廻船・舟運の拠点、宿場町、そして軍需工業都市などの歴史をもつ都市です。

- ・本市は、相模平野の中央にあって、温暖な気候に恵まれ、古くから農業や漁業などが盛んでした。相模川河口に位置する須賀湊は、相模川の舟運・相模湾の廻船の拠点として賑わいをみせ、物資輸送の範囲は相模川流域や相模湾沿岸だけでなく、東京湾や房総方面などにまで広がっていたといわれています。江戸時代に入ると、徳川家康により構えられた中原御殿周辺に広大な御林が造林され、平塚宿は東海道の宿場町としても賑わいをみせました。
- ・明治 20 年、東海道線の平塚駅開業後、駅周辺は活気にあふれ、秦野、伊勢原、厚木方面への玄関口ともなり、商業の中心地として発展しました。明治後期から大正期にかけては、化学、食料品、紡績などの工場が建設され、こうした工業の発展もあり、昭和 7 年には県下 4 番目の市制施行を果たしました。昭和 10 年代には、軍需工業都市として発展しましたが、昭和 20 年の空襲により市中心部の 314h a は焦土と化しました。

■戦災復興後は、商・工・農業の均衡ある産業基盤を築くと共に、住宅整備が行われました。

- ・戦災の翌年、昭和 21 年には戦災復興土地区画整理事業によって 230h a にわたる駅周辺の市街地の復興に着手、復興へと歩み始めました。昭和 30 年代の高度成長期には、「商都平塚」として栄えると共に、自動車関連工業などの積極的な工場誘致により、商・工・農業の均衡のとれた産業基盤を築きました。現在の市域となった昭和 32 年の人口は約 10 万人でした。昭和 52 年には約 20 万人となり、20 年間で倍増しました。その後人口の増加率は緩やかになりましたが、平成 4 年には 25 万人を越えました。
- ・戦後の人口急増期には、都市や交通への需要増大に対応して、市街地の整備、道路、公園そのほかの都市施設や公共公益施設の整備などが進み、住宅都市として発展してきました。

人口・世帯数の推移、主なできごと



序. 2 策定の背景

(1)都市マスタープランとは

■都市計画法で定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の事です。

- ・平成4年の都市計画法の改正で、その第18条の2に「市町村の都市計画に関する基本的な方針」が定められました。これが、都市マスタープランと呼ばれるものです。
- ・都市マスタープランは、住民に最も身近な行政機関である市町村が主体となって、広く住民の参加を求め、20年後の望ましい都市の姿を展望し、都市の目標とする将来都市像など都市計画^(注)の基本的な方針を定めるものです。

注：都市計画には、市街化区域と市街化調整区域、地域地区（用途地域、防火地域及び準防火地域、風致地区、高度地区など）、都市計画道路、都市計画公園、地区計画、土地区画整理事業など市街地開発事業、などがある

- ・都市マスタープランの策定によって、道路や公園などの都市施設の整備、また土地利用の規制や誘導など様々なことを総合的に考え、効果的に順序よく進めることができるようになります。

■「平塚市都市マスタープラン」は平成10年3月に策定されました。

- ・本市においては、都市計画法第18条の2に基づき、市の特性であるみどりや水辺などの自然環境や歴史資源などをいかした魅力ある都市づくりを進めるため、平成10年3月に「平塚市都市マスタープラン」が策定されました。

(2)平塚市都市マスタープランから、第2次平塚市都市マスタープランへ

- ・本市の都市マスタープランを、今改めることの背景を整理します。

■時代背景の変化に対応した新たなプランが必要です。

- ・平塚市都市マスタープランは、それまでの拡大型社会の転換を象徴するバブル崩壊後の平成10年（1998年）に策定されました。
- ・次のような時代背景は織り込んでいましたが、今日ほど差し迫っていませんでした。

〔平塚市都市マスタープラン策定当時の時代背景〕

- 少子高齢化や情報社会の到来
- 環境問題や社会参画に対する市民意識の顕在化
- 財政逼迫など長期的な社会経済への見通し など

- ・平塚市都市マスタープランが策定されておよそ10年になります。この間、以下に示すように様々な時代背景の変化があり、これまで以上に都市づくりを考える上での条件が厳しくなってきました。また、さがみ縦貫道路の開通が間近に迫っており、その効果を適切に受け止めるための具体的な準備をする時期にあります。

〔その後10年間における時代背景の変化〕

- 少子高齢化のますますの進展
- 新たな広域交通網の整備による広域的立地条件の高まり
- 地球環境に配慮した持続可能な都市づくり
- 市民ニーズや地域社会の多様化への対応（防犯・防災意識、新しい社会ニーズ、など）
- 厳しい地方財政のなかでの都市づくりの考え方の変化 など

- ・以上のように、この 10 年間で時代背景は大きく変化し、地方分権の進展により地域に自己決定、自己責任が求められる時代となりました。また、高度情報化や広域交通網整備などにより生活や産業の場の選択が広がり、人が都市を選ぶ時代となりました。

■ **21 世紀初頭にあたる今、「将来の望ましい姿」と「都市づくりの進め方」を考えることが必要です。**

- ・このような条件下のもと、市民の暮らしや産業を支える都市づくりを行っていくこととなります。そして、この都市づくりを適切なものとし、本市が 21 世紀をより良くあり続けるためには、21 世紀初頭にあたる今、次の 2 点について改めて考えることが必要です。

〔今、改めて考えること〕

- 「将来の都市の姿」をどのように展望するか
- 展望した都市の姿を実現する方法として、「これからの都市づくりの進め方」はどうあるべきか

- ・ 「将来の都市の姿」では、本市に住み働きまた訪れる人が魅力を満喫し、居住や生産、楽しみなどの場として平塚市を選んでもらうことができるよう、都市の価値を高め、平塚市をアピールすることが重要です。
- ・ 「これからの都市づくりの進め方」では、効果的な整備や既存の都市基盤の再構築を進め、都市の質や性能を高めていき、それらの都市基盤や豊かな自然資産をつなぎあわせ、重なり合う効果を生み出していくことが重要です。

序. 3 策定のねらい

本市が 21 世紀をより良くあり続けるため、将来の都市の姿と、これを実現する方法として今後の都市づくりの進め方を次のように考え、本プランの策定のねらいとします。

(1) 将来の都市の姿は、

「都市としての価値が高く 広域にアピールしている持続可能な都市」

- ・本市においては「魅力的な暮らしぶりがある」「技術革新をリードする産業がある」「様々な出会いのなかで新たな発見がある」などが将来の価値ある都市の姿と考えます。
- ・本市独自のメッセージ性のある戦略づくりとして「市民と市が地域づくりを楽しみながら進められる」「住み働く人が輝きまた訪れる人を魅了する」など、平塚市を対外的にアピールする個性的な顔づくりが重要です。
- ・そして、多様な自然は将来も現在同様の美しい姿であり、そのなかでの魅力的な暮らしや様々な都市活動が環境保全と経済発展の両立を達成し、これらを次世代につないでいくという、持続可能な都市となることが重要です。

(2) 今後の都市づくりの進め方は、

「既にあるモノまたは新たにできるモノをいかし、つなぎ、有効につかう」

- ・既存の都市基盤や自然資産、市民や企業の力などを、いかしていくことが重要です。また、さがみ縦貫道路など新たにできるモノは、この機会を捉えていかしていくことが重要です。
- ・これらは、相互につなぎ、また市外も視野に入れて広くつなぎ、重なり合う効果を生み出していくことが重要です。
- ・そして、誰もが快適かつ安全に、様々な目的で有効につかえることが重要です。

序. 4 位置づけと役割

(1)第2次平塚市都市マスタープランの位置づけ

■ 1. 「平塚市総合計画」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即します。

- ・都市計画法の規定に基づき、「議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想」である平塚市総合計画に即して定めます。また、神奈川県が定める広域のマスタープランである「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めます。

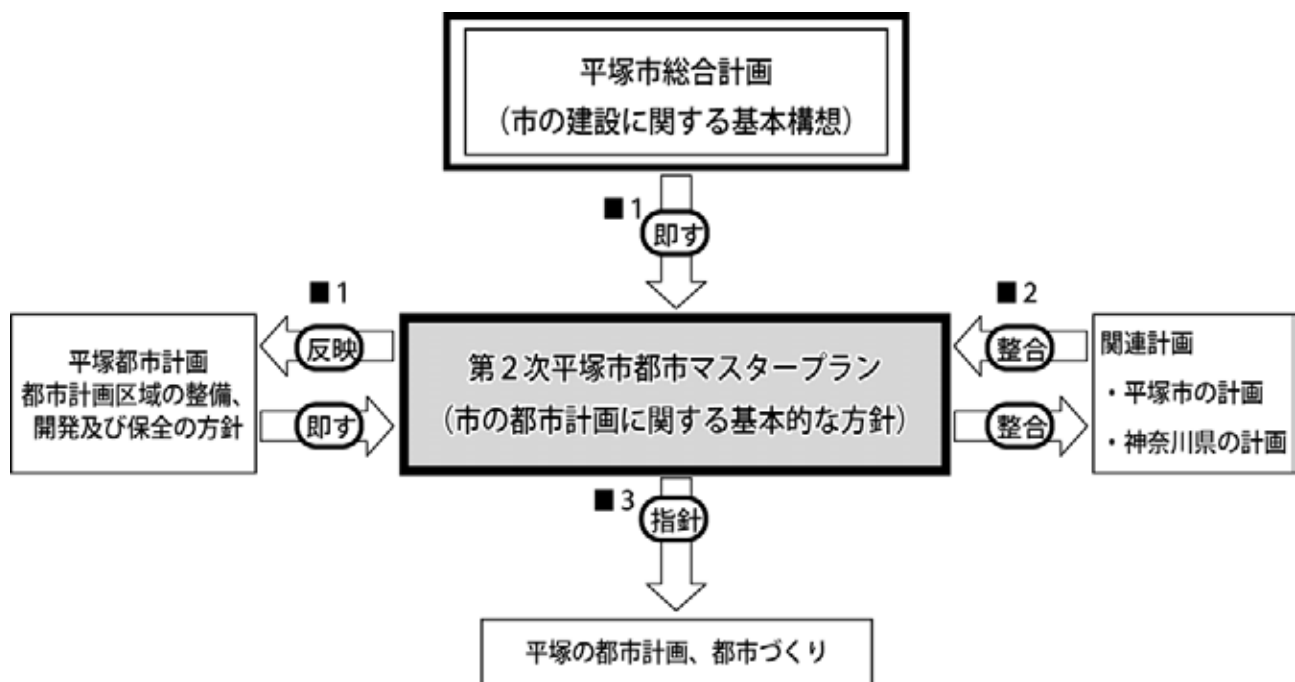
■ 2. 本市の都市づくりに関係する諸計画と整合します。

- ・都市計画に関する総合的かつ一体的な方針とするため、本市の計画である「平塚市中心市街地活性化基本計画」「農業振興地域整備計画」「平塚市交通バリアフリー基本構想」「平塚市環境基本計画」「平塚市緑の基本計画」「平塚市景観計画」などについて、都市計画と関連する要素について調整し、相互に整合します。
- ・神奈川県の計画である「かながわ都市マスタープラン」「かながわ交通計画」などについても、都市計画と関連する要素について調整し整合します。

■ 3. 本市の都市づくりの指針となります。

- ・第2次平塚市都市マスタープランに即して、平塚市の各種の都市計画が定められます。すなわち本市の都市づくりの指針となります。

第2次平塚市都市マスタープランの位置づけ



(2)第2次平塚市都市マスタープランの役割

■ 1. 市民と市が共有するプランであり、協働で都市づくりを進めるための指針です。

- ・本市の自治の基本理念^(注)も踏まえ、市民（事業者、自治会、NPO法人、市民活動団体などを含む）と市がめざすべき将来都市像を共有し、それぞれの役割を果たしながら、協働で都市づくりを進めるための指針です。

注：本市の自治の基本理念：平塚市自治基本条例による

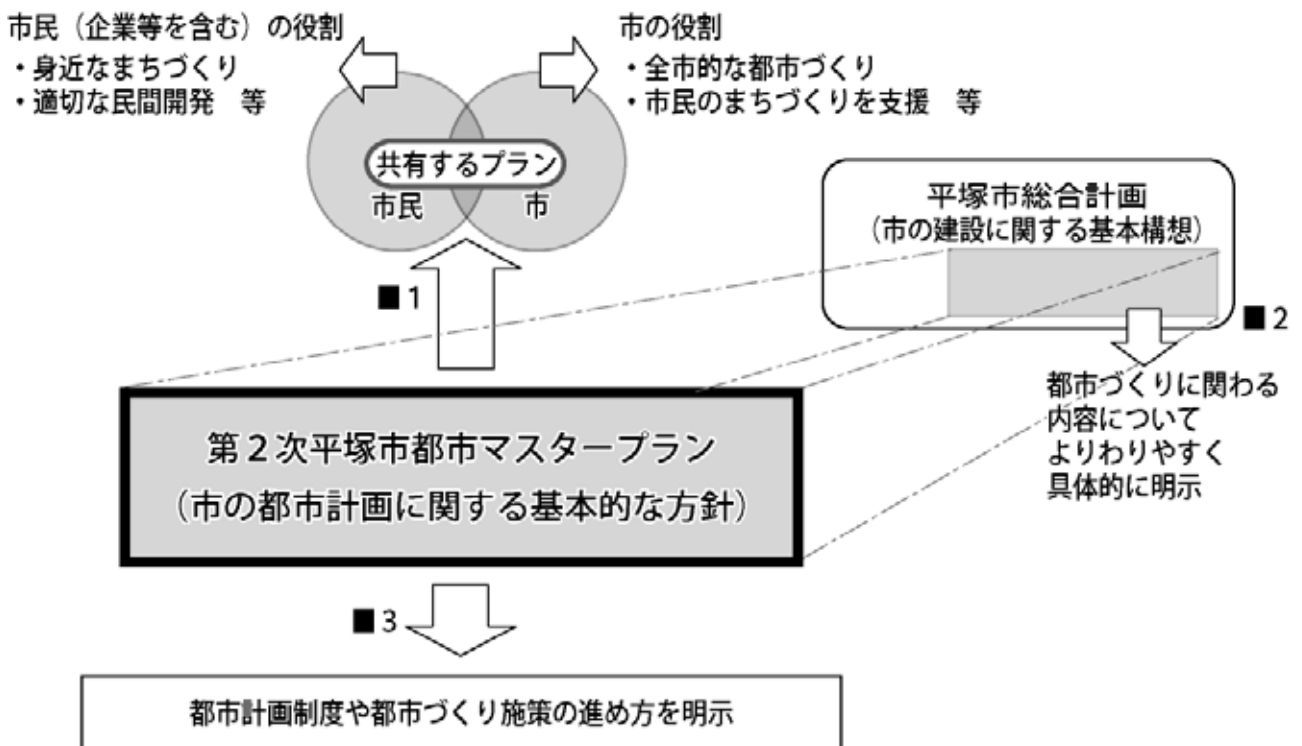
■ 2. 総合計画を都市づくりの面から具体化するプランです。

- ・本市の行政は、平塚市総合計画によって進められます。第2次平塚市都市マスタープランはこの総合計画に即し、そこに位置づけられている目標や方針、施策のうち都市づくりに関わる内容について、わかりやすく具体的に明示します。

■ 3. 都市計画制度や都市づくり施策を、効率的かつ効果的に進めるための指針です。

- ・本市の都市づくりについて、都市計画制度を適切に進め、都市づくり施策を効率的かつ効果的に進めるための指針です。

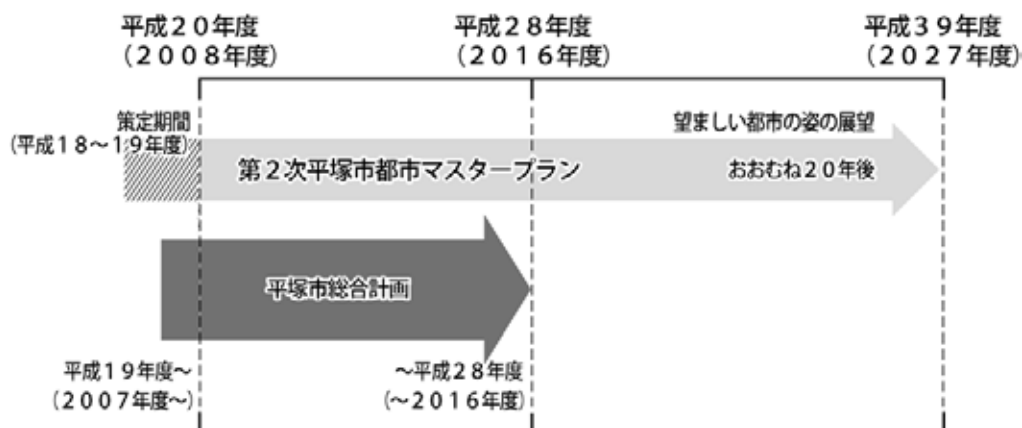
第2次平塚市都市マスタープランの役割



(3)第2次平塚市都市マスタープランの目標年次

- ・第2次平塚市都市マスタープランは、平成20年度（2008年度）を基準年として、おおむね20年後の平成39年度（2027年）を目標年次とします。

第2次平塚市都市マスタープランの目標年次



(4)プランの構成

- ・第2次平塚市都市マスタープランは、都市計画法で位置づけている土地利用、都市施設等の都市計画の項目に、本市が都市づくりで重視する項目を加えて構成します。
- ・「第Ⅰ章 都市づくりの課題」「第Ⅱ章 都市づくり全体構想」「第Ⅲ章 ひらつかの顔づくり」「第Ⅳ章 分野別の方針」「第Ⅴ章 地域別の方針」及び「第Ⅵ章 実現の方策」の大きく6つの構成となります。

第2次平塚市都市マスタープランの構成

